

業務委託仕様書(案)

1 委託業務の名称

「フレイル予防普及促進事業」実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

3 業務目的

フレイル(虚弱状態)は進行すると筋肉の衰え等により転倒・骨折等のリスクを高め、寝たきりを招くことから、高齢者のフレイル予防のために、「栄養」「身体活動」「社会参加」を一体的に普及啓発するもの

4 事業概要

フレイル予防啓発イベント「とやまフレイル予防フェスタ 2024」の開催

- ・開催日時:令和6年10月12日(土) 10時~17時(予定)
- ・会場:フューチャーシティ ファボーレ (太陽のひろば、ファボーレホール)
(富山市婦中町下轡田165番地1)
- ・対象者:国民健康保険被保険者を中心とした県民 ※参加申し込みは内容により検討
- ・内容: 1 講演会・実演会・ステージ発表の開催
2 県作成アプリを利用した店内ウォークラリーの開催
3 フレイル予防に寄与する体験ブース等の設置
4 フレイル予防に関する意識啓発展示等

5 委託業務内容

フレイル予防啓発イベントの開催に係る企画調整、広報及び運営一式

(1) 運営全般

会場所有者との連絡調整及び借上げ(会場は県で仮予約済み)、必要備品の準備、設置等会場の設営・撤去、進行、演出、配布資料の作成、講演資料作成補助、講師飲食物の手配、会場案内等を行うこと。

(2) 講演会・実演会・ステージ発表の企画調整、司会進行

- ・以下のテーマ等に則した講演会・実演会・ステージ発表を企画し、実施すること。
- ・テーマ:
 - ① フレイル予防の理解促進につながる講演・実演等
 - ② 市町村によるフレイル予防に向けた栄養・身体活動・社会参加に関する具体的な取り組みの実演・ステージ発表等(例:フレイル予防体操、寸劇など)
- ※県で参加希望市町村を募り、受託者は参加が決まった市町村との調整を行う。
- ・所要時間:30分~1時間の講演・実演×2~3組程度

(3) 県作成の歩数計アプリ「元気とやまかがやきウォーク」を使った、会場をスタート・ゴール地点としたウォークラリー(フューチャーシティ ファボーレ全体)の開催

(4)フレイル予防に寄与する体験ブース等の設置

- ・出展者が常駐し、来場者が楽しく参加・体験できる体験ブースを設置する。
- ・設置ブース数・出展内容は、会場の配置に合わせて調整すること。

例)① 脳トレ等体験ブース(要提案)

来場者がゲーム感覚でフレイル予防に取り組める機会を提供

② フレイルチェックブース

県内のフレイルサポーターを活用し、来場者自身がフレイル予防に向けて自身の健康状態を把握する機会を提供

③ 栄養バランスチェックブース

料理の食品サンプルを用いて、たんぱく質摂取量を含めた栄養バランスを簡単にチェックできるなど、楽しく分かりやすく自身の栄養バランスを把握する機会を提供

(5)フレイル予防に関する意識啓発展示等

- ・県や市町村、関係団体が実施するフレイル予防活動及び高齢者の健康増進事業に関する分かりやすい情報発信を行う意識啓発展示を設置する(体験ブースと異なり、出展者の常駐は要件としない)。
- ・設置ブース数・出展内容は、会場の配置に合わせて調整すること。

例)① フレイル予防普及・促進ブース

啓発チラシの配布など、フレイル予防を理解・実践できる機会を提供

② たんぱく質ちよい足し料理(仮称)の紹介ブース

レシピの展示や、料理手順の紹介動画の放映など

③ 市町村の取り組み紹介ブース

市町村が通いの場で行っている体操(100歳体操等)や、フレイル予防につながる地域の通いの場、サロン等を紹介

※設置ブース数に基づき、県で出展希望市町村を募り、受託者は出展が決まった市町村と出展内容の連絡調整を行う。

④ 県の包括連携企業・団体等の取り組み紹介ブース

フレイル予防に取り組む県との包括連携企業・団体等の取り組みを紹介

※設置ブース数に基づき、県で出展希望団体を募り、受託者は出展が決まった団体と出展内容の連絡調整を行う。

(6)その他

上記(2)～(5)に加え、フレイル予防、高齢者の健康増進に寄与するプログラムを実施すること。また、県と協議のうえ、イベント参加者に対し、アンケート調査を実施すること。

(7)広報全般

チラシやポスターの作成・配布、マスメディアによるPR活動等を企画し、実施すること。ただし、本事業は国民健康保険被保険者向けの保健事業であるため、これを前提としたPR活動を実施すること。

(8)イベントの記録作成等

イベント後、事業の実施報告書、イベントの様子を撮影した写真及び動画のデータ等を提出すること。なお、動画は、県のYouTubeチャンネルで配信することを予定しているため、適宜BGMやテロップを付けるといった編集を行うこと。

6 留意事項

- (1) 受託者から別事業者へ再委託する場合は、その再委託に係る経費は委託費の2分の1未満に収めること。また、事業実施前に県の承認を得ること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- (3) 業務遂行にあたり知りえた個人情報、個人情報保護法により適切に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (5) イベントの実施にあたっては、今後の感染症流行状況に応じて必要な対策を講じること。